

議案第 2 号

令和 5 年（第 23 期） 活動方針（案）並びに予算

1. 令和 5 年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟（以下、「CE 連盟」又は「連盟」）は、平成 13（2001）年に設立され、令和 4 年 7 月に設立 22 年目を迎えた。CE 連盟はコンサルティングエンジニア（以下、CE）の社会的・経済的地位の向上を目指して種々の政治活動を行ってきており、その活動成果の一端が平成 17 年に議員立法の制定につながり、具体的には「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」と平成 26 年の法改正（以下、改正品確法）、及び、令和元年 2 回目の改正（以下、再改正品確法）がなされた。

CE 連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、我が国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働き掛けるとともに、社会資本整備と建設コンサルタントの重要な役割に理解のある我々の職域を代表する政治家を職域代表として、その政治活動を支援している。

これまで、脇雅史元参議院議員（平成 10 年初当選～平成 28 年）、佐藤信秋参議院議員（平成 19 年初当選、現在 3 期目）、足立敏之参議院議員（平成 28 年初当選 現在 2 期目）の政治活動を支援してきたが、このところ議員の政治活動が、CE 連盟が目指す目標である「CE の社会的・経済的地位の向上」に深く理解を示され、他の連盟の活動全般に理解をいただいている状況になりつつある。

令和 4（2022）年は、CE 連盟会員他関係各位からこれまで以上の理解と支援をいただき、会員数が既往最大となった。7 月には我々の職域代表として再び推薦した足立候補が第 26 回参議院選挙において 247,755 票と前回より 46 千票少ないものの、比例区自民党当選 18 名中第 5 位（特別枠を除く）となり前回 6 位より順位を一つ上げて、2 回目の当選を果たした。関係者各位のご支援の賜物であり、御礼を申し上げたい。

令和 5 年は、新型コロナウイルスが第 8 波にまで及び、ウイズコロナ、アフターコロナへの対応として、新たな社会、新たな価値観、多様性の尊重などが議論される中、ロシアのウクライナ侵攻や地球温暖化による世界的な災害発生などが、先行きの不透明感を助長している。

このような中で、連盟の社会的認識と役割が高まってきたことを踏まえて、これまで以上の成果の実現に向けて、連盟の母体である（一社）建設コンサルタント協会（以下、「建コン協」）との連携をより深め、連盟が目指す以下の 3 つの大きな方針を基本として活動していくことに、会員の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

（1）安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災対策、ウイズコロナ時代の新たな社会資本整備に向けて持続可能な予算確保と執行

平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災発生以後も日本列島は、毎年風水害、地震が頻発して甚大な被害に見舞われている。また、地球温暖化による異常気象が世界的に起きており、これに伴う甚大な災害が世界的に発生している。

令和 4 年も猛烈な豪雨による激甚な災害が全国各地で発生した。さらに地震や火山活動も頻発した。しかし、活動報告に述べたように、防災・減災、国土強靱化対策に基づく河

川改修、堤防整備、流域治水の推進などによって人的な被害は既往の豪雨災害に比べて極めて少なくなっている。この点については、足立参議院議員が災害対策特別委員会などで発言いただき、政府から同意との見解を得ているところであり、かつ被災地各地の首長がこれを高く評価し、更なる継続的な治水事業を強く要望している。

一方で、巨大地震、南海トラフ地震、首都圏直下地震が 30 年以内に発生する確率が 70～80%と予測されている。また、わが国は、気候変動の緩和策として、脱炭素化に向けた取組みが必要不可欠として、2050 年カーボンニュートラルを目指し、脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減等の取組みを推進しているが、COP27（気候変動枠組み条約 令和 4 年 11 月エジプトにて開催）の事務局は、各国が温室効果ガスの排出削減目標を達成しても、今世紀末に気温が約 2.5 度上昇する恐れがあるとの報告書を公表し、先行きを見通せない状況にある。

インフラの老朽化・長寿命化対策も緊急課題であり、今後建設後 50 年を経過する施設の割合が急増していく。このような認識のもと、平成 25（2013）年に「国土強靱化基本法」が成立、「地震対策特別措置法案」が可決、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、CE 連盟の要望に即した政策が進められてきている。

政府は、令和 4 年 5 月に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」と新しい資本主義のグランドデザイン（全体構想）および実行計画」をとりまとめ、地球温暖化や格差拡大など、社会課題の解決に向けた投資を進め、成長力を底上げする考えを打ち出した。人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するとしている。さらに、7 月に新国土形成計画中間とりまとめが発表され、地域生活圏などに重点を置くこと、人口の減少や少子高齢化、巨大災害リスクへの対応などの課題に対し、官と民が協力してデジタル活用による新たな生活圏の構築などを進めるとし、地方から全国へのボトムアップによる成長などを目指すとしている。

国土の強靱化や国民の安心・安全に資する社会資本整備が推進されていく中で、今後も発生する自然災害や、新型コロナウイルス感染症といった新たな脅威、さらにはロシアによるウクライナ侵攻による様々な面への影響などに対して、CE 連盟は、ウイズコロナ、アフターコロナへの対応の新たな社会資本整備に向けて、国民の安心・安全を守る国土強靱化や、新たな働き方改革に資するデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等に対応する設備投資に必要な予算措置等について強く要請していく。

（2）コンサルティングエンジニア（CE）の活用、育成

a. 地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出とウイズ&アフターコロナ対応への支援

地方の活性化や災害発生時には、地域を知り郷土愛ある CE の参画が不可欠であるとの認識に立ち、発注者による適正な事業量確保と過当な価格競争を排して技術力のある企業選定を行っていくことで、地域で CE が活躍できる場の創出を求める活動を推進していく。

地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。しかし、地方自治体の財政事情は厳しく、職員も減少している。一方で、新しい技術、新しい社会資本整備への対応が求められているが、これらに対応可能なデジタル人材も不足している。

政府によってデジタル庁の創設やデジタル田園都市国家構想の政策が進められており、特に地方におけるインフラ推進のみならず地方自治体や地域とのやりとりにデジタル技術の活用、DX の推進や地域における人口減少、少子高齢化、産業空洞化などの様々な課題解決への地域コンサルタントの役割、期待は大きく、その準備が必須の状況にある。

一方、地域コンサルタントにおいては、特に、DXの推進においてテレワーク実施での著作権等に係る問題解決、技術基準・指針等の電子化対応がネックになっており、これらの課題に対して、設備投資等を含めた支援が無ければ、テレワーク等の新たな働き方改革の進展は望めない状況にある。

加えてBIM/CIM等の導入において、経営基盤の脆弱な地域コンサルタントにとっては、ハード・ソフト整備には莫大な投資が必要で厳しい状況にある。コストの問題に加えて、ICTに詳しい人材の確保・育成も大きな障害であり、一方で官による人材支援センターの設置等も必要である。昨今のウイズコロナ、アフターコロナへの対応としても、地域コンサルタントの活用が高まっており、国、自治体に対して、これらへの環境整備に対する人材育成と予算等の支援を求めていく。

b.多様な発注方式によるCEの活用要請と支援

改正品確法においては、技術力による選定の拡大や多様な入札制度の導入・活用等が謳われ、様々な発注方法が示され、CM、PM、PFI、ECIなどの方式が実施されている。CEが重要な役割を担うことを前提にこれらの方式の積極的な活用を求めていく。

建コン協からも委員として参画する政府の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」では、4つの課題「効率的で質の高い事業の実現（設計思想等の伝達・共有）」、「多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業（関連産業の共創・連携）」、「創造的な成果を活かしやすい発注方法（BIM/CIM前提の設計、事業の最適化、技術導入等）」、「安全で働きがいのある労働環境（データなどのクラウド確認）」に対応するべく検討が進められており、これからの新しい建設生産・管理システムの取組みが待ったなしの状況にある。

公共事業あるいは国土の安全、国民の安心に関わる事業の最上流側を担う責任の重い建設コンサルタントは、新しい建設生産・管理システムのあらゆる段階に関わっていくことがこれからの重要な役割であり、CEの活用をこれまで以上に訴えていきたい。

c.売上・単価のアップによる利益確保と若者に魅力ある職場となるような働き方改革の推進

建コン協の令和3（2021）年の経営分析結果によると、コロナ禍にあつて営業利益率は初めて9.2%と9%を超えたとのことであるが、一般的な企業に比べると依然低いレベルにある。令和4年には設計業務で平均3.2%（令和2年3.1%、令和3年1.6%）の技術者単価の改善が10年連続となったが、経営基盤の確立、人材の育成面からも更なる技術者単価のアップを要望していく。

令和4年度建設コンサルタント白書によると、令和2年度の技術者の年齢構成は、48～50歳が最多（平成7年は24～26歳が最多）と高齢化が顕著であり、一方で、若手の人材不足が顕著で、依然として長時間労働が大きな問題となっている。改正労働基準法（平成31年4月1日施行）では、時間外労働の上限、年次有給休暇取得の義務、雇用形態について規定され、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和元年6月2日公布）や再改正品確法（令和元年6月14日施行）では、働き方改革、生産性向上が規定された。改正労基法における罰則規定は、5年間の猶予があるものの令和6年には全面的に適用される。また、令和3年6月に男性が育児休業（育休）をとりやすくする改正育児・介護休業法が成立し、令和4年4月から企業が従業員に育休取得の意向を確認することが義務化されている。

納期の平準化については、建設コンサルタント白書（前出）によると令和元年度まで改善傾向があったが令和 2 年度に再び 3 月末納期業務が増加し、その後改善がみられず、年度末の業務集中による時間外労働は多く、まだまだ改善の余地がある。

人材（新卒、若手、女性、シニア層等）の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革（多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウィークリースタンス、コロナ禍でのデジタル化・テレワーク環境整備等）など、若者に魅力ある職場としての、かつ働き方改革に整合した職場環境の改善が必要である。

特に、ウイズコロナ、アフターコロナにおける新しい働き方を喫緊の課題と認識するとともに、適正工期、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めていく。

（3）コンサルティングエンジニア（CE）の地位の向上

a. 本来 CE の保持する著作権への配慮

著作権法の趣旨によれば、CE の知的活動が生み出した成果の著作権は、本来 CE に帰属すべきもので、現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成 7 年 5 月建設省告示）では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権は CE に帰属するものであり、現在建コン協は、「著作権の課題と解決の方向案」を提示している。CE 連盟としては約款の運用に際しては CE の権利に十分配慮することを発注者に要請していくとともに、CE の著作権の保護、権利の拡大を求めていく。

b. CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化

我が国の CE は、技術力の保持、中立・独立の倫理の堅持という自助努力により、社会資本整備に不可欠で、重要な役割を担う知的産業に属する技術者として確立している。しかし、社会資本整備を担う重要な役割に携わっているにも関わらず、医師や建築士とは異なり、職業を規制する資格法や職業法に基づく職業の寡占性がなく、企業が一定の要件を満たして国に登録する「建設コンサルタント登録規程（昭和 39 年 4 月建設省告示その後逐次改正）」が、唯一、企業の職業規制を定めたものになっている。登録規程は逐次改定されているが、企業の技術力等が認定できる要件等が厳密でないため、技術能力や倫理等に問題のある企業の参入によって、特に価格競争では過当競争による品質の低下等の問題を引き起こす可能性がある。社会資本整備の品質確保は国民の命と財産を守る重要なものであり、適正な入札制度を含め発注者が責任を持って行うべきと考えている。

その対策として国土交通省は、品確法が改正された平成 26（2014）年の 12 月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」を施行し、点検診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始している。

CE 連盟は、CE が中立性・独立性と専門的技術が法的に認知された魅力ある職業であることから、現行の建設コンサルタント登録規程の不備な部分の抜本的な改正を要請していく。新しい役割、多様な役割が求められてきている。品確法第 24 条（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）にある「必要な知識又は技術を有する者の能力」「有する資格」「適切に評価」「十分に活用」「資格等の評価の在り方」等について追及することによって、CE の社会的地位を確立するとともに、資格法や職業法などの法制化の実現を求めていく。

c.公共事業に限定した CE のための新調達法制定

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を立法・行政府に働き掛けていく。

平成 26 年の改正品確法の主旨は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くするもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も同様の公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。

さらに、令和元(2019)年6月公布、施行の再改正品確法では、建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第2条で追添加定義され、これまで、我々の職域の法的位置付けは「工事」の付随的取り扱いであったものが「調査等」と初めて法的対象として位置付けられ、明記されたことは、CE 連盟が目指す CE の法律に裏付けられた社会的、経済的地位向上へ前進する一步を踏み出すことにつながったと考える。

ここで、CE は、公共事業全体をマネジメントする大変重要な役割を担っており、品確法における最高位の資格の位置づけとともに、社会資本整備の範囲が広がっていることも念頭に、CE 連盟は公共工事をも包含するその先の「公共事業調達法」の実現を目指して活動していく。

2. 令和 5 年コンサルティングエンジニア連盟 (CE 連盟) の組織運営方針

CE 連盟は、1. に掲げる 3 大方針の実現へ向けて継続的に CE の社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働き掛けるとともに、今年度は以下の組織運営方針の下で活動していく。

a. CE 連盟の中期活動方針の策定

これまでの政治活動の成果が結実してきたことから、会員の連盟への理解が進み、特にここ 5 年間、会員数の増加によって財政基盤が整いつつある。今後は、会員数の到達目標を定め、組織の充実、CE 認定向上の政治活動を進め、将来に向けた連盟の政治活動と財政・会員数の関係を整理し、中期活動方針の策定を目指す。

b. 常駐職員の確保

常駐職員が不在の為、最近の会員の急増や、多様な活動への対応が難しい状況にあり、常駐職員の確保に努める。

c. 若い会員の増強へ向けての活動に注力

準会員制度による将来を担う若い世代の会員増強と政治活動への理解を深める活動を強化、推進する。

CE 連盟の将来を担う若い方が連盟活動、支援する国会議員の政治活動に理解を深め、適切な政治との関係性の中で、積極的な政治活動支援への参加、組織化を検討する。

d. 従前からの継続的活動

- ・ 会員増強活動：令和 5 年目標（会員数 2,900 名 口数 4,300 口）の達成を目指す。
- ・ 会員への情報発信：HP の更新、令和 4 年 6 月開始の「準会員通信」の継続。
- ・ 立法・行政府への働き掛け：両議員の力をお借りして 3 大方針の具現化に努める。
- ・ 講演会・意見交換会等の開催：両議員の政治活動と成果について広報していく。
専門家を招いて講演会などを計画する。
- ・ 関係団体等との協働：建コン協以外の他の組織、関連政治団体との協働を模索する。
- ・ 政治家への支援：両議員の政治活動を政治献金等によって支援する。